

災害応急対策活動等に関する基本協定（電気通信設備） 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定（電気通信設備）」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により申請書の提出をお願いいたします。

令和5年 2月14日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 前田 文雄

(押 印 省 略)

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定（電気通信設備）
- (2) 活動場所 浜田河川国道事務所管内全域を活動区域とした災害応急活動を原則とする。
※一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）（別図－1『活動場所区域図』参照）
- (3) 活動内容 浜田河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、基本協定締結者が保有する建設機械、資材及び労力等（以下、「資機材、労力等」という。）により応急対策活動を実施することを原則とする。
- (4) 協定期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和5・6年度「電気設備工事」又は「通信設備工事」のいずれかに係る一般競争参加資格の申請を行っていること。

申請済であることを確認するため、「令和5・6年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」を出力した写しを本工事の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、令和5年4月1日までに令和5・6年度「電気設備工事」又は「通信

設備工事」のいずれかに係る一般競争参加資格の認定を受けていることを協定締結者の決定の条件とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した浜田河川国道事務所が発注した「電気設備工事」「通信設備工事」の施工実績又は、「電気設備」「通信設備」の点検整備の履行実績があること。

なお、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。また、既受注工事又は今後受注する工事の専任技術者となった場合でも、当該活動は実施できるものとする。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（申請書提出日以前に3箇月以上の雇用関係にあること。）なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル二一四（2）、（3）、（4）」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を有すること。

a) 電気設備

1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ① 技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子、建設に係わるものに限る。））の資格を有する者。
- ② これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ③ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに示す資格を有する者。

b) 通信設備

1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ① 技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子、建設に係わるものに限る。））資格を有する者。
- ② これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ③ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに示す資格を有する者。

(7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この募集要領において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 「電気設備工事」においては、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は、大田地方生活圏の市町村に本店支店又は、営業所があること。

浜田地方生活圏：浜田市、江津市

益田地方生活圏：益田市、津和野町、吉賀町

大田地方生活圏：大田市、川本町、美郷町、邑南町

「通信設備工事」においては、中国地方整備局管内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所があること。

なお、いずれの場合も（6）の基準を満たす技術者が在籍していること。

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている応募者で行う。

4. 担当部局

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 建設専門官

TEL 0855-22-2480（代表） 内線401

FAX 0855-22-2486

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望する者は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。なお、複数の技術者を登録することは可能である。

雇用関係が確認できる資料として、健康保険費保険証の写しを提出する場合、記号・番号・保険者番号については、マスキング処理を施してください。

④希望設備調査票【別記様式4】

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。受付期間内に必着のこと。）とする。

②受付期間：令和5年2月14日（火）から令和5年3月6日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問があれば、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

② 受領期間：令和5年2月14日（金）から令和5年2月28日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧する。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和5年3月6日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。

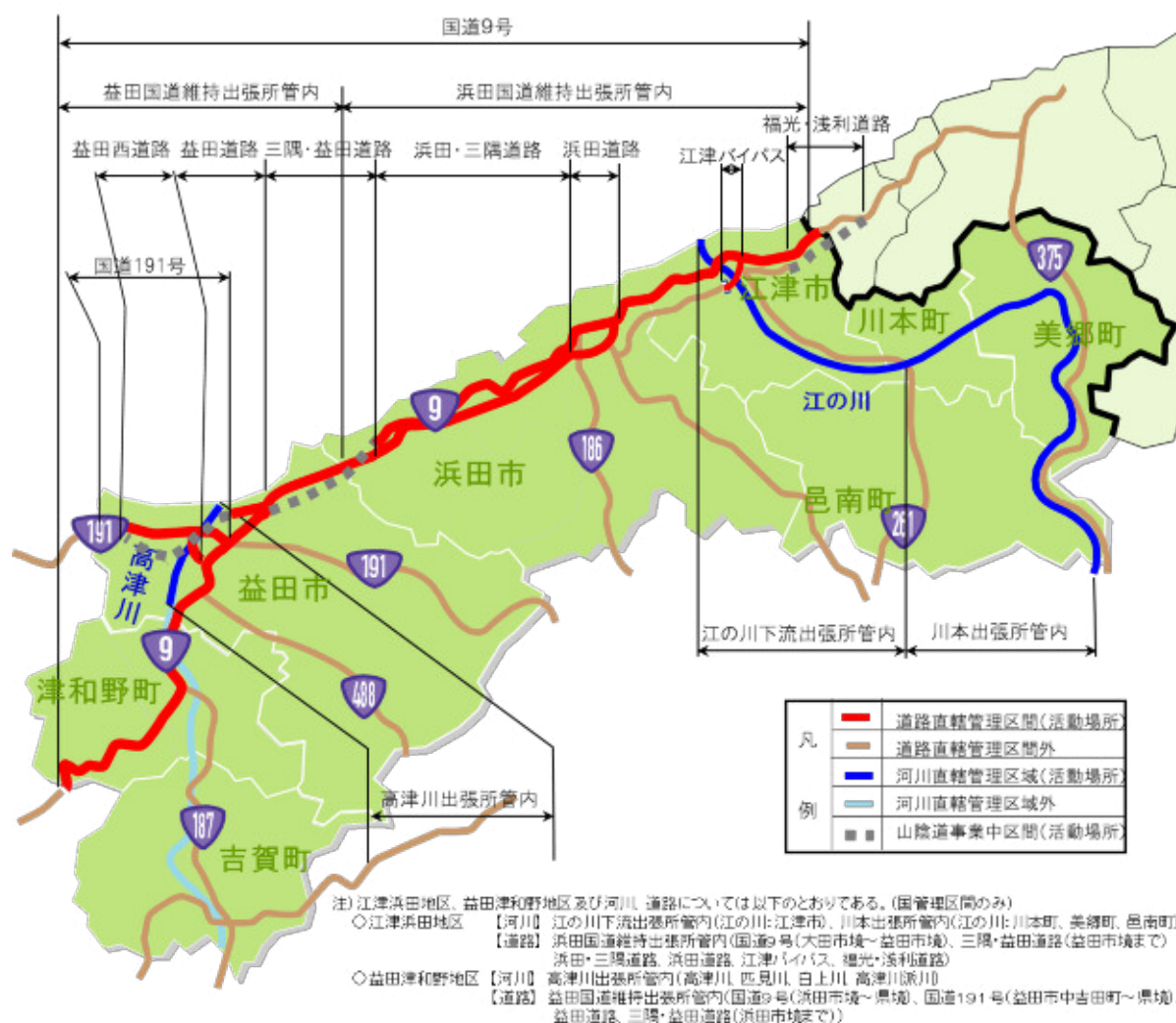
④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和5年3月31日（水）までに通知する。

⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結するが、締結後は第4条1項及び第6条第2項について速やかに報告すること。

⑦基本協定参加資格確認申請書の様式は、国土交通省浜田河川国道事務所のホームページに掲載していますので、ご利用下さい。

『活動場所区域図』



基本協定参加資格確認申請書

令和5年〇月〇〇日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 前田 文雄 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和5年2月14日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定（電気通信設備）」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める希望設備を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書2.(2)に定める一般競争参加資格の申請済みであることを確認する書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

連絡先 : TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) (内線 〇〇〇)
FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日
	受 注 形 態	単体 / J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注) ・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

・CORINS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事实績が確認できる書面(工事の実績が確認できる契約書類/施工計画書及び図面等)の写しを添付すること。CORINS データに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。

・CORINS に登録を義務付けている工事の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。

・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(特に伝えたい事があれば本欄に記載のこと。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級〇〇施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍される技術者数	【電気設備】 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	【通信設備】 1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	その他	

・記載する技術者名は代表者を記載すること。

・貴社に在籍する技術者は実人数で記入のこと。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格を有する者のこと。

なお、記入する技術者数は、【電気設備】は島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏、【通信設備】は中国地方整備局管内の本店又は支店等に在籍している技術者の人数とすること。

コメント欄

(特に伝えたい事があれば本欄に記載のこと。)

(別記様式4)

①希望設備調査票

[記入例]

設 備 名	希望順位
①電気設備	(例) 第2希望
②通信設備	(例) 第1希望

- ※1 希望順位が分かるように記載願います。
- ※2 第2希望まで記載された方は、それぞれの実績、技術者の資格を提出してください。

※設備の内容

①電気設備

浜田河川国道事務所管内の電気設備

②通信設備

浜田河川国道事務所管内の通信設備

上記、通信設備には下記、通信機器等の運用を含む。

- ・衛星小型画像伝送装置 (Ku-SAT II)
- ・5GHz 帯無線アクセスシステム (i-RAS)
- ・公共ブロードバンドシステム (公共 BB)

※当年度の浜田河川国道事務所が発注した設備の点検整備受注者については、受注している点検整備範囲外での活動を原則とする。

②-1 【電気設備】 島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は、大田地方生活圏の市町村に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の住所

[記入例]

住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
----	--------------

※募集要領 2. (8) 関係

②-2 【通信設備】 中国地方整備局管内の建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所の住所

[記入例]

住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
----	--------------

※募集要領 2. (8) 関係

(別記様式5) 『担当区域希望調査票』

【電気設備】を選択された場合、協定締結を希望される担当区域を選択願います。

区 域 名	希望される区域に○
① 江津浜田地区	
② 益田津和野地区	

※区域内の市町村

- ・ 江津浜田地区 浜田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町
- ・ 益田津和野地区 益田市、津和野町、吉賀町

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証、監理技術者証等） →必須提出
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

希望設備

- （別記様式4） 『希望設備調査票』 →必須提出

その他

- その他参考資料 →必要に応じ提出

令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の申請書の写し

- 申請済であることを確認するための書類
※募集要領（2. 応募資格（2））定める書類 →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別添

災害応急対策活動等に関する基本協定（電気通信設備）（案）

（目的）

第1条 本協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長 前田 文雄（以下、「甲」という。）が管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の対象設備）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の対象設備は、浜田河川国道事務所が管理する電気及び通信設備を原則とする。

ただし、不測の事態が生じた場合は事務所管理区間外及び対象設備以外での活動を要請する場合もある

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、浜田河川国道事務所管内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する労力等により応急対策活動を実施するものである。

（労力等の報告）

第4条 乙は、本活動を実施するために必要な労力等について、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の対象設備で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は浜田河川国道事務所とする。

（活動の実施）

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、浜田河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

4. 前第 2 項の指示があった場合、乙は状況報告を適宜、指示者へ報告するものとする。

(説明会)

第 8 条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作や運用の手引きに関する説明会等に、甲から参加要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 甲は、乙に第 6 条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。なお、甲及び乙は、契約を締結するまでの間、災害応急復旧工事の協議書・承諾書を取り交わすものとする。

(維持工事請負業者又は保守工事請負業者との協力)

第 10 条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者又は保守工事業者(以下、「維持工事業者等」という。)と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の実施区域を担当する維持工事業者等の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第 11 条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第 9 条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第 9 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第 15 条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(有効期限)

第 16 条 本協定の有効期限は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

なお、協定締結の日が令和 5 年 4 月 1 日以降の場合は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(その他)

第 17 条 本協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 5 年〇〇月〇〇日

甲 国土交通省 中国地方整備局
浜田河川国道事務所長 前田 文雄

乙 株式会社 〇〇建設
代表取締役社長 〇〇 〇〇